

問は問い合わせ先です

納めた国民年金保険料は社会保険料控除の対象になります 申告の際には控除証明書が必要となります

国民年金の保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。控除の対象となるのは、平成17年1月から12月までの1年間に納めた国民年金保険料の合計額です。すでに平成17年1月から9月まで納めた分については、11月上旬に社会保険業務センターから「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が郵送されている方は、10月から12月までの3カ月分の領収書または納付済み通知書などと一緒に合わせて、年末調整や確定申告の際に必ず、申告書に添付し手続きを行ってください。

平成17年10月31日より全国共通電話番号の「ねんきんダイヤル」が設置されました。この「ねんきんダイヤル」は、年金請求や年金を受けている方からの電話相談となります。

身近なことから 人権を考えてみませんか

12月4日から10日までの1週間は「人権週間」です。人権イメージキャラクターの「人KENまる君」と「あゆみちゃん」とのジャンケン大会、輪投げ大会、小学校児童が描いた人権に関するイラスト・ポスターの展示会などを、左記により開催します。ぜひご家族皆様さんでおいしくください。

障害者控除を受けるための 手続きのお知らせ

福祉事務所で「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより、所得税や市県民税の申告の際に、「障害者控除」を受けることができます。

●対象となる方
65歳以上の要介護認定者（要介護1～要介護5）で身体・知的障害者に準ずる状態にある方。ただし、認定基準がありますので、詳しくはお問い合わせください。

●税金の控除手続き
確定申告の有無など、個人により申告内容が異なりますので、新たに「障害者控除」の手続きをされる場合は、事前に税務課までお問い合わせください。

●日時
12月3日（土）11時～15時
●場所
フォルテ（大河原町）
また、12月10日（土）は、人権週間における特設相談所および啓発活動などの日です。

●日時
12月10日（土）10時～15時
●場所
中央公民館
（第2研修室および視聴覚室）
◎仙台法務局大河原支局総務課
☎0224-52-6053
生活環境課 ☎22-1314

就学援助（要保護・準要保護） 制度について

小中学校に来春入学または在学中の児童生徒の保護者の方で、経済的な理由から、就学準備などに支障をきたす方には、就学援助（準要保護）制度があります。

就学援助の申請が認定され、給食費・学用品費・校外活動費・修学旅行費・体育実技用品費などが支給されます。援助を希望される方は、12月に取りまとめを行いますので、就学予定校または在学学校へお問い合わせください。

現在援助を受けている方も、継続して援助を希望する場合は申請が必要です。また、小学校に来春入学される児童の保護者の方で、生活保護を受給している方は就学援助（要保護）の対象となります。詳細については、学校教育課までお問い合わせください。

検察審査会とは？

検察審査会は、選挙権を有する一般国民から選ばれた11人の検察審査員が、いわば国民を代表して、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）のよしあしを審査することを主な仕事にしているところで、刑事手続きの中に国民の一般的な良識を反映させるため、より良い刑事司法を実現するために設けられているものです。

審査の申し立てには、費用は一切かかりません。また、申立人の秘密は固く守られます。検察審査会の窓口では、申し立てについての相談を受け付けていますので、詳しくは仙台検察審査会事務局までお問い合わせください。

◎仙台検察審査会事務局
☎022-222-6111

秋の市内一斉クリーン作戦を実施

10月16日、秋の市内一斉クリーン作戦が行われ、6,740人の市民が参加しました。開始式のあった福岡公民館では、風間市長が「福岡は大変広いですが、皆さんの力で美しい郷土を守ってください。」とあいさつ。この日は早朝から市内各地区で作戦が開かれ、空き缶から粗大ゴミまで、大量のゴミが回収されました。また、10月22日にはNECトーキン（株）白石事業所やNECインフロンティア東北（株）の社員とその家族の皆さんもクリーン作戦を行いました。



農業所得の申告準備はお早めに

農業所得の申告は、平成15年から原則「収支計算」（実際の収入金額から必要経費を差し引いて、所得を算出します）による申告となっています。

収支計算による申告を行うためには、農業についての収入金額や必要経費に係る記帳と、出荷伝票や領収書などの保存が必要となります。来年の申告も円滑に行われるように、早めに準備を始めましょう。

また、これまで例外的に認められていた「簡易計算」による農業所得の申告は、来年度以降1～2年中にも廃止される方向で検討されることになりました。したがって、農業所得の申告は近い将来、完全に「収支計算」による申告になることが予想されます。

これまで簡易計算による申告をされていた方で収支計算が可能の方は、完全「収支計算」移行に向けて、なるべく来年度の申告より「収支計算」による申告をされますようお願いいたします。※申告相談の日程については、平成18年1月号の「広報しろいし」に掲載する予定です。

悪質な耐震診断商法が急増中

最近、テレビなどでも話題になったことがありますが、市内の新聞折り込みチラシなどで「耐震診断」を募集する広告が見受けられます。

これらの業者の中には、無料点検や低額の診断料で募集を行い、屋根や床下あるいは外壁を点検した後で、住宅に対する不安をおおりに、高額な商品や不要な工事契約を迫る業者がいますので、気になる方は、消費生活相談室にご相談ください。

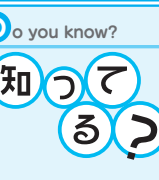
現在、市で行っている「木造住宅耐震診断助成事業」は、昭和56年5月31日以前（旧建築基準法）に建築した木造在来工法の戸建て住宅を対象としています。詳しくは建設課にお問い合わせください。

本年度は、3件の募集枠が残っていますので申し込みください。また、来年度は5月から募集を予定しています。

●問い合わせ先
◎耐震診断など
建設課建築住宅係
☎22-1326

◎契約のトラブルなど
いきいきプラザ消費生活相談室
☎22-0783
（月・水・金、9時～16時）

インターネット



携帯電話トラブル 迷惑メールを防ぐには？

朝晩寒くなりました。皆さんが心身共に健康な毎日を過ごせるよう、最近多い携帯電話の迷惑メールの対応について書いてみましょう。

「迷惑メール」って何ですか？

商品や有料サイトの宣伝メール、非合法ビジネス勧誘メール、嫌がらせメールなどで受信者が望んでいないのに、一方的に繰り返し送られるメールのことです。中には偽のサイトのアドレスを入れ、個人情報や架空請求のフィッシング詐欺や架空請求のメール、ウイルスが添付されているメール、チェーンメールなどの迷惑メールがあります。

「迷惑メール」の対応は？

①迷惑メールはそのまま削除
中には「このメールの配信の停止を希望される方はこちらのアドレスに返信してください」と表示しているものがあります。このアドレスにメールを送ると、自分のアドレスを相手に知らせることになります。また、

②メールアドレスを使い分ける

ショッピングや掲示板などに公開するメールアドレスは、悪質業者の標的になりやすいのでフリーメールアドレスを取得すると良いでしょう。

③単純なメールアドレスは避ける

※フリーメールとは、インターネットを通じて無料で提供される電子メールサービスのことを指します。

今は携帯電話も必需品化していますので、注意して使います。